

# 屋上太陽光発電規則

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

## ● 仏暦二五五六年・屋上設置太陽光発電からの電力購入についてのエネルギー事業監督委員会規則

前文省略

### 第一項（名称）

本規則を「仏暦二五五六年・屋上設置太陽光発電からの電力購入についてのエネルギー事業監督委員会規則」と呼ぶ。

### 第二項（施行日）

本規則は官報公示日の翌日から施行する。〔注／官報公示日は二〇一三年九月二日〕

### 第三項（適用）

本規則は屋上設置太陽光エネルギーにより電力を生産する極小電力生産者からの電力購入に適用し、その他の循環エネルギー発電プロジェクトからの電力購入規則に基づく極小電力生産者には適用しない。

### 第四項（語句規定）

「極小電力生産申請者（プー・ユーンコー・パリットファイファー・カナードレックマーグ）」または「極小電力生産者（プー・パリットファイファー・カナードレックマーグ）」とは、電力販売当局に10メガワット以下の電力を販売するために屋上設置太陽光発電（Solar PV Rooftop）を望む者を意味する。

「ゴーゴーパー」とは、エネルギー事業監督委員会を意味する。

「ゴーゴーパー事務局」とは、エネルギー事業監督委員会事務局を意味する。

「電力販売当局（ガーンファイファー・ファーイ・ジャムナーイ）」とは、首都電力公団（ゴーフォーノー）、地方電力公団（ゴーフォーパー）を意味する。

「屋上設置太陽光発電（Solar PV Rooftop）」とは、屋根上、ビル屋上、または建物上のいずれかの部分に設置したフォトヴォルタイクパネル（Photovoltaic Panel）技術による太陽光発電を意味する。

「建物（アーカーン）」とは、人が居住もしくは利用することができる建築物管理法に基づく建築物を意味するが、壁塀、看板、もしくは看板を据え付けるための建造物、建物における駐車場、車返し、自動車の出入口スペース、または同様のその他建造物は意味しない。

「住宅（バーン・ユアーサイ）」とは、電力販売当局の電力料金告示に基づく第一種電力利用者／住宅の建物を意味する。

「商業ビル（アーカーン・トゥラキット）または工場（ローンガーン）」とは、電力販売当局の電力料金告示に基づく第二種電力利用者／小規模事業、または第三種電力利用者／中規模事業、第四種電力利用者／大規模事業、第五種電力利用者／特定事業の建物を意味する。

「電力ネットワークシステム規定（コーガムノッド・ラボップ・クローンカーイ・ファイファー）」とは、電力ネットワークシステムへの接続規定、電力ネットワークシステム・サービス利用規定、及び電力ネットワークシステム行動規定についての首都電力公団規約、または電力ネットワークシステムへの接続規定、電力ネットワークシステム・サービス利用規定、及び電力ネットワークシステム行動規定についての地方電力公団規約を意味する。

「電力売買契約（サンヤー・スカーイ・ファイファー）」とは、選定され、電力販売を望む極小電力生産申請者と電力販売当局間の文字による合意を意味する。

「電力購入ポイント（チュッドラップスー・ファイファー）」とは、極小電力生産者が電力販売当局に販売する電力を計る電力計測器の設置ポイントを意味する。

「電力購入レート（Feed-in TariffまたはF i T）」とは、随時告示される政府の政策に基づく屋上設置太陽光発電（Solar PV Rooftop）によって生産された電力の購入レートを意味する。

「発電容量（カナード・ガムラン・ガーンパリット・ファイファー）」とは、電力売買契約に定められた同一の回路、同一の電力購入ポイントを有する、標準テスト条件下におけるフォトヴォルタイクパネルの合計最高発電能力規模を意味する。

「SCOD日」とは、電力売買契約に基づく商業的にシステムに電力を供給する期日（Scheduled Commercial Operation Date）を意味する。

「COD日」とは、商業的にシステムに電力を供給する日（Commercial Operation Date）を意味する。

## 第五項（決定権限者）

ゴーゴーポーの委員長を本規則の主務者とし、かつ本規則に基づく決定者とする。

## 第一章 総則

## 第六項（電力購入者）

電力販売当局を本規則に定められた原則、方法及び要件に基づく屋上設置太陽光発電による極小電力生産者からの電力購入者とする。

## 第七項（買電量）

電力販売当局は、各回の電力購入告示で定められたエリア及び量に従って、電力購入ポイントにおいて極小電力生産者から電力を購入する。

## 第八項（申請後の変更禁止）

極小電力生産申請者は、電力販売申請書を提出した後、電力売買契約の署名日前に発電容量、販売電力量、及び電力購入ポイントに係るデータを変更することはできない。

## 第九項（標準遵守）

電力を生産し、電力販売当局に売電を望む極小電力生産者は、安全標準及び電力ネットワークシステム規定に基づくシステムとの接続における標準、並びに資材、機器の性能、電力購入告示に係る屋上太陽光セル（Solar PV Rooftop）による発電システム設置の規定に従わなければならない。電力販売当局の電力システムの安全保障のために、電力販売当局は必要なときに検査する権利、または極小電力生産者に送電機器の検査、改善、変更を求める権利を有する。

## 第一〇項（売電開始日）

電力販売申請書の提出において、極小電力生産申請者は電力購入告示で定めたSCOD期日内の明確なSCOD日を示さなければならない。ここに電力販売当局はSCOD日を適当な日に変更することができる。

## 第二章 極小電力生産者からの電力購入と電力販売申請の審査原則

### 第一一項（選定方法）

極小電力生産者からの電力購入は、正しくすべて揃った書類による電力販売申請の受付順番に沿って選ぶ方法を採用する。このとき告示規定した資格、原則、方法、要件から検討する。または各回の告示で定めた他の方法により選定する。

### 第一二項（電力購入告示）

ゴーゴーポーは各回の電力購入を告示し、以下の原則、方法、要件を定める。

（一）合計電力購入量に加え、極小電力生産者から電力を受け取ることでできる電力ネットワークシステムのエリアを定める。

（二）電力販売申請書の受付開始日と終了日、及び電力販売当局が電力購入の審査結果を発表する日。

（三）電力購入レート（Feed-in Tariff）、SCODの期間、及びFIT適用期間。

（四）申請手数料、電力システムへの接続費用、機器検査費用、及び関係するその他の費用。

（五）申請書の提出場所。

（六）関係するその他の原則と要件。

### 第一三項（審査の原則）

定められた電力ネットワークシステムのエリアで責任のある電力販売当局は、以下の原則に基づき電力販売申請を審査する。

（一）電力購入告示で定められた原則と要件との一致性、電力販売申請書式に定められた詳細に基づく証拠書類の十全性、及び電力システムの接続性。

（二）重要な証拠書類がすべて揃った申請書の受付日時。

(三) すべて揃った証拠書類の受付日時順に従った極小電力生産者からの電力販売申請の順位。それら電力販売申請が選定を受け、電力売買契約を結んだものとみなすことにより、各回の告示に示された購入量に等しい合計販売提案量。

#### 第一四項（選定結果発表）

電力販売当局は電力購入告示に掲げた期間内に、極小電力生産申請者が電力売買契約に署名するよう選定された電力販売申請者の名を発表する。定められた期間内に電力売買契約に署名しなかった場合、電力販売申請は取消となる。

購入の場合、電力販売当局は極小電力生産申請者に関係する費用を知らせ、極小電力生産申請者は定められた期間内に当該費用を支払わなければならない。

### 第三章 電力購入計算の原則と方法

#### 第一五項（電力量）

購入する電力量は、電力販売当局が定めた電気単位計測器（メーター）からその月において実際に供給された電力量に従う。いずれかの月において、極小電力生産者が電力売買契約に示された量を超えて電力販売当局のシステムに電力を供給した場合、電力販売当局は極小電力生産者に対し超過分の電力料を算入しない。

#### 第一六項（購入価格）

電力販売当局が極小電力生産者から毎月購入する電力価格は、毎回の電力購入告示に定められたレートに基づく購入レート **Feed-in Tariff(Fit)**とする。

#### 第一七項（計算方法）

各月の電力購入額は、第一五条に定めた計算方法に基づく電力量に、毎回の電力購入告示に定められたレートに基づく購入レート **Feed-in Tariff** を乗じることで計算する。

### 第四章 電力システムへの接続と機器検査の費用

#### 第一八項（費用支払い）

電力システムへの接続と機器検査の費用は、極小電力生産者が毎回の電力購入告示に定められたところに基づく費用を負担し、当該費用支払いは電力販売当局が電力システムへの接続を開始する前にこれをなす。

#### 第一九項（損害責任）

電力システムの損害。極小電力生産者と電力販売当局は、その時に適用されている電力ネットワーク・システム規定に基づき、電力システムの損害防止機器を設置しなければならない。

いずれかの側による電力システム機器面の瑕疵、またはその他の事由で生じた損害の場合、その側が当該損害の責任者とならなければならない。

## 第五章 不可抗力

### 第二〇項（不可抗力の定義）

「不可抗力」とは、その事態の渦中にある、または周辺にある者が、その者の地位及びその状況下で期待される相当の注意を払ったとしても、災害発生もしくは災害結果をもたらす何らかの事態を意味するとともに、以下のいずれかの事態、または複数の事態も意味する。

（一）極小電力生産者／電力販売当局がいずれかの点で電力売買規則に従えなくするようなエネルギー政策の変更、法律の変更といった政府の行為。

（二）宣戦布告のあるなしを問わず、戦争状態における敵の包囲または行為。

（三）民衆蜂起、反乱、騒乱、スパイ行為、破壊行為、労働法に基づくストライキ、ロックアウト、権利要求運動、事故、地震、暴風雨、火災、洪水、疫病流行、異常気象、爆発。

（四）電力販売システム、または電力システム接続に係るその他の機器に生じた事故による電力販売システムの障害。

（五）国の機関による極小電力生産者の発電所、財産もしくは権利、株式、その他利益の差し押さえ。または極小電力生産者の発電所に、もしくは電力売買契約に基づく極小電力生産者の義務遂行に重大な影響を及ぼす国の機関の行為。

## 第六章 電力売買契約

### 第二一項（契約後の変更禁止）

電力売買契約への署名前に、極小電力生産者は規則、告示、電力売買契約に加え、電力売買契約の一部とみなされる関係書類に定められた要件と実施方法を読み、理解しなければならず、定められた要件に従い、電力売買契約に署名後の発電規模、販売電力量、電力購入ポイント、電力生産技術の変更を禁じる。

### 第二二項（譲渡）

極小電力生産者が電力売買契約に基づく権利と義務の譲渡を望む場合、電力販売当局が定めた原則に従い電力販売当局の同意を受けなければならない。このとき電力販売当局はゴーゴーポー事務局に譲渡を通知する。

### 第二三項（売電遅延）

極小電力生産者が電力売買契約に基づく S C O D 日に電力ネットワークシステムに電力を販売供給できない場合、電力販売当局と極小電力生産者は電力売買契約の規定に厳密に従う。

## 第七章 紛争解決

### 第二四項（問題の解決方法）

電力購入規則及び電力売買契約の遵守による問題。

## (一) 電力購入規則遵守による問題。

本規則の遵守で問題のある極小電力生産者は、エネルギー事業監督委員会の委員長宛に、郵便番号10330、バンコク都パトゥムワン区、パトゥムワン地区、パヤタイ通り319番地、チャトゥラットチャムチュリー・ビル19階、エネルギー事業監督委員会事務局まで送付する。

電力売買規則に基づく実施上の問題の判定が相当である事由がある場合、ゴーゴーポーが解決策の決定者となり、ゴーゴーポーの決定は最終的なものとする。

## (二) 電力売買契約遵守による問題。

電力売買契約の遵守で問題のある極小電力生産者は、エネルギー事業監督委員会の委員長宛に第二四項（一）に基づく住所まで要請事項を送付する。

電力売買契約に基づく実施上の問題の判定が相当である事由がある場合、ゴーゴーポーが解決策の決定者となり、ゴーゴーポーの決定は最終的なものとする。

極小電力生産者がゴーゴーポーの決定に不服の場合は、タイの裁判所が判定、決定者となる。

## ●屋上設置太陽光発電からの電力購入についてのエネルギー事業監督委員会告示

内閣が仏暦二五五六年八月一三日の閣議において、国家エネルギー政策委員会の仏暦二五五六年七月一六日の第2/2556回（145回）会議の決定である、屋上設置型太陽光発電（Solar PV Rooftop）プロジェクトからの、Feed-in Tariff形式での電力購入を承認したところに基づき、

仏暦二五五〇年エネルギー事業法令の第一一条（四）、及び仏暦二五五六年八月三〇日付けの仏暦二五五六年・屋上設置太陽光発電からの電力購入についてのエネルギー事業監督委員会規則の内容に基づく権限に拠り、屋上設置型太陽光発電（Solar PV Rooftop）からの電力売却プロポーザル提出に関心ある者を募るため、エネルギー事業監督委員会は以下のように告示する。

### 第一項（購入量）

電力購入当局は、以下のように発電容量合計200MWの購入量で、仏暦二五五六年一二月三十一日までに商業運転する屋上設置型太陽光発電（Solar PV Rooftop）から電力を購入する。

#### 一・一、建物の種類と建物の種類ごとの合計発電容量。

(一) 住宅。一件につき10KW以下、合計100MW。

(二) 小規模商業ビル。一件につき10KW超～250KW以下、

(三) 大規模商業ビル／工場。一件につき250KW超～1000KW以下、(二)と(三)合計で100MW。

「MW」とは、標準試験条件（Standard Test Condition）におけるフォトヴォルタイク・パネル（Photovoltaic Panel）の最高メガワットを意味する。

「KW」とは、標準試験条件（Standard Test Condition）におけるフォトヴォルタイク・パネル（Photovoltaic Panel）の最高キロワットを意味する。

一・二、電力購入当局の責任エリアごとの電力購入量。

（一）首都電力公団（ゴフオーノー）。バンコク都、ノンタブリ県、サムットプラカン県の3都県。住宅グループが合計で40MW、商業ビル／工場グループが合計で40MW。

（二）地方電力公団（ゴフオーポー）。住宅グループが合計で60MW、商業ビル／工場グループが合計で60MW。

（二・一）北部地方20県。商業ビル／工場グループが合計で15MW。住宅グループは（1）チェンマイ、チェンライ、メーホンソン、ラムプーン、ラムパーン、パヤオの6県で5MW、（2）ピッサヌローク、ウタラディット、プレー、ガムペンペット、スコタイ、ターク、ピチット、ナーンの8県で5MW、（3）ロッブリ、ナコンサワン、ペチャブーン、シンブリ、チャイナート、ウタイタニの6県で5MW。

（二・二）東北地方20県。商業ビル／工場グループが合計で15MW。住宅グループは（1）ウドンタニ、ノンカイ、ノンブアラムプー、サコンナコン、ナコンパノム、コンケン、ブンカーンの8県で5MW、（2）ウボンラチャタニ、ヤソートン、アムナートジャルーン、ロイエット、シーサケート、ガラシン、マハサラカーム、ムクダハンの8県で5MW、（3）ナコンラチャシマ、チャイヤブーム、スリン、ブリラムの4県で5MW。

（二・三）中部地方16県と1郡。商業ビル／工場グループが合計で15MW。住宅グループは（1）アユタヤ、パトゥムタニ、サラブリ、アントン、プラチンブリ、ナコンナヨック、サケーオの7県で5MW、（2）チョンブリ、ラヨン、チャンタブリ、トラート、チャチュナサオの5県で5MW、（3）ナコンパトム、スパンブリ、カンチャナブリ、サムットサーコン、ラチャブリ県バンポーン郡の4県・1郡で5MW。

（二・四）南部地方18県。商業ビル／工場グループが合計で15MW。住宅グループは（1）ペチャブリ、ラチャブリ（バンポーン郡除く）、サムットソクラーム、プラチュアアップキリカン、チュムポーン、ラノーンの6県で5MW、（2）ナコンシタマラート、スラタニ、プーケット、トラン、クラビー、パンガーの6県で5MW、（3）ヤラー、パッターニー、ソクラー、ナラティワート、パッターン、サトゥーンの6県で5MW。

ここに電力ネットワークシステム上の制限がある場合、電力購入当局は上に掲げた電力購入量と購入ポイントの相当の変更をなすことができる。

## 第二項（資格）

電力販売当局に売電を望む者は以下の資格を有していなければならない。

二・一、建物の所有者、または建物の所有者から承諾された者、もしくは賃借契約を結んでいる者。ここにその建物は以前にフォトヴォルタイク・パネル（Photovoltaic Panel）を設置したことがあってはならない。



二・二、売電希望者が法人である場合、法人登録証明書に示された目的に電力生産及び販売に係る事業がなければならない。

二・三、省、庁、局、国営企業、地方行政機構、または別の呼称の局級の公務機関、国会、裁判所、その他の国の機関が管轄する機関ではない。

二・四、フォトヴォルタイク・パネル（Photovoltaic Panel）を設置する建物には、第一項に基づく建物の分類と一致した電力販売当局の電力使用者カテゴリーに従った電力購入の電気単位計測器（メーター）を有していなければならない、第二・三項に基づく機関ではあってはならない。

### 第三項（申請）

電力販売当局への売電を望む者は、仏暦二五五六年九月二三日から仏暦二五五六年一〇月一日まで〔注／後に1か月延長されている〕、9時～15時の間、告示末尾書類2に定められた電力販売当局のオフィスにおいて、告示末尾書類1に定められたところに従い、電力売却及び電力システム接続の申請書式を提出しなければならない。

住宅グループの売電希望者は一回につき10部以下の申請書を提出できる。商業ビルまたは工場グループの売電希望者は一回につき1部の申請書を提出できる。

規律性のために、電力販売当局は相当かつ必要に応じて売電申請書の受理を管理することができる。

### 第四項（発電容量）

申請書においては以下に定められたところに従った発電容量があるようにする。

四・一、住宅グループの場合、10KW以下のフォトヴォルタイク・パネル（Photovoltaic Panel）を設置しなければならない。

四・二、商業ビルまたは工場グループの場合、小規模商業ビルであれば10KW超、250KW以下、大規模商業ビルまたは工場であれば1000KW以下のフォトヴォルタイク・パネル（Photovoltaic Panel）を設置しなければならない。

四・三、同じ回路を使用し、同じ電力購入ポイントのフォトヴォルタイク・パネル（Photovoltaic Panel）でなければならない。

### 第五項（審査）

電力販売当局はすべての正しい書類を受け取った日時に従い売電申請を順位付ける。

極小電力生産申請者が申請書を提出した場合、電力販売当局はすべての正しい申請書及び証拠書類を検査し、申請を受けた日時を記録する。

電力販売当局が申請書及び証拠書類が不十分であることを見つけた場合、申請者に通知し、申請者は速やかに第三項に基づく申請受理締切日までに追加書類を提出しなければならない、電力販売当局は最後に追加の情報及び書類を受け取った日時を申請を受理した日時とみなす。ここに電力販売当局は申請受理締

切日が過ぎた後に追加の書類を受け取ることはできず、その申請者が追加の情報提出する意図はないものとみなす。

## 第六項（購入価格）

屋上太陽光セルによる発電（Solar PV Rooftop）の電力生産者からの電力購入価格は、以下に明らかにした電気購入レート Feed-in Tariff(Fit)に従い、期間は商業的にシステムに電力を供給する日（Scheduled Commercial Operation Date）から25年とする。

- （1）住宅（10KW以下）、6・96パーツ/ユニット（KW時）。
- （2）小規模商業ビル（10KW超、250KW以下）、6・55パーツ/ユニット。
- （3）大中規模商業ビル/工場（250KW超、1000KW以下）、6・16パーツ/ユニット。

## 第七項（費用）

電力システム接続、機器システム検査の費用、及び関連したその他費用は告示末尾書類3に定めたレートに従う。

## 第八項（選定結果発表）

電力販売当局は仏暦二五五六年一〇月一四日月曜日以降、順次、制定された申請者の名を発表する。

## 第九項（契約）

第八項に基づき選定された者は、電力売買契約に署名する前に要件と関連費用を知るために電力販売当局に連絡しなければならない。ここに選定された者は電力販売当局が定めた期間内に、速やかに告示末尾書類4に定めた契約書式に従い電力売買契約に署名しなければならない。

## 第一〇項（送電期日）

電力売買契約に署名した者は、おそくとも仏暦二五五六年一二月三十一日までに、電力売買契約に基づき商業的にシステムに電力を供給する日（Scheduled Commercial Operation Date:SCOD）の期間内に電力システムに供給しなければならない。

## 第一一項（免許書）

商業的にシステムに電力を供給する日（Commercial Operation Date:COD）の前に、売電申請者は法律が定めたところに基づく免許書を電力売買契約の当事者である電力販売当局に示さなければならない。

電力売買契約は、電力売買契約に基づき商業的にシステムに電力を供給する日（Scheduled Commercial Operation Date:SCOD）から25年の期限を有し、商業電力供給が定められたところに従っていないとしても、電力売買契約に定めた売電終了日には影響しない。

## 第一二項（機器）

屋上太陽光セルによる発電（Solar PV Rooftop）からの極小電力生産者は、機材の性質及び電力生産システム設置の規定に従い機器、電力生産システムを設置しなければならない。屋上太陽光セル（Solar PV Rooftop）は告示末尾書類5の規定に従い、電力システム接続は告示末尾書類6に基づく規定に従わなければならない。ここに電力販売当局との電力システム接続には、電力生産申請者により調達された追加の機器がなければならない。

屋上太陽光セルによる発電（Solar PV Rooftop）システムを設置する者は、代替エネルギー・エネルギー保全局から保証され、登録した者、または関係営業許可書を有する者とする。

## 第一三項（発電システム保証）

屋上太陽光セルによる発電（Solar PV Rooftop）からの極小電力生産者は、しるべき第三者から発電システムについての保証を得る。

## 第一四項（機器）

電力売買契約への署名者は、電力売買契約に定めた原則及びその他要件を厳守し、太陽光エネルギーによる発電以外の別の発電源から得た電力を販売供給することを禁じる。当該行為が見つかったときは直ちに電力売買契約が満了したものとみなし、違反行為者は電力売買契約に基づき罰せられ、電力販売当局に対し、商業的にシステムに電力を供給した日（Commercial Operation Date:COD）から得た電力販売額を全額変換しなければならない。

仏暦二五五六年九月六日 告示

\* 末尾書類1～6は省略します

（おわり）